公立大学法人神戸市看護大学職員の管理職手当の支給に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第9号

公立大学法人神戸市看護大学職員の管理職手当の支給に関する細則の一部を改正する 細則

公立大学法人神戸市看護大学職員の管理職手当の支給に関する細則(2019年4月1日細則第27号)の一部を次のように改正する。

則那	27号)の一部を次のように関	又止する。				
	(改正前)			(改正後)		
	附則(略)					
				附 則		
				この細則は,2025年4月1日から施行す		
-				<u>5.</u>		
	 表 (第2条関係)		<u>م</u> ه	<u> </u>		
	(1) 教員 「 wate	D 455	-			
	職	月額				
	学部長,研究科長及び <u>い</u>	115,000		学部長,研究科長及び <u>い</u>		
	<u>ちかんダイバーシティ看</u>	円		ちかん看護開発センター		
	護開発センター長			<u>長</u>		
	図書情報センター長	76,000	i	図書館長		
		円				
		, ,				